

I. 登録制度について

建設業者の健全な発達を図るうえで、適正な経理処理や原価計算によって経営管理能力を向上させることは必要不可欠である一方、建設業は受注産業であり会計処理に特殊な点が多いことから、財務・経理の担当者にはより高い専門性が求められることとなります。このため国土交通省では、平成18年4月1日より一定の要件を満たす建設業の経理に関する試験を登録し、登録された試験に合格した者を、建設業法第27条の23に定める経営事項審査の加点対象とすることにより、建設業者の経理・能力を評価することとしました。

経営事項審査は公共工事の発注者の入札参加資格者選定に幅広く活用されるなど、建設業者を評価する重要な制度として機能しています。建設工事の適正な施工を確保するためには、その審査基準の統一を図り、信頼性のある情報を提供することが重要です。従って、登録経理試験の実施機関は、公正かつ国土交通省令に定める基準に沿って登録経理試験事務を行う必要があります。

また、上記のような登録経理試験の実施機関の義務は、登録を行った国土交通大臣が厳格に審査を行う必要があることから、国土交通大臣は登録経理試験実施機関に対し詳細な報告を求めるとし、試験が公正に行われなかった場合、国土交通省令で定める基準に従って行われなかった場合等については、改善命令、登録の取消し等の処分を行うこととなります。

この申請の手引きは、このような登録の申請、登録経理試験の業務等について、申請手続き、業務の実施方法、留意事項等について解説したものです。

II. 登録の申請手続き

1. 登録の要件

登録には、以下の要件に適合することが必要です。

(1) 登録申請者に関する要件

登録申請者（登録経理試験の実施機関）は、以下の要件に適合することが必要です。

- ① 役員の中に（個人の場合は登録申請者本人）、建設業法違反により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行後2年に満たない者がいないこと
- ② 過去2年以内に当該登録の取消しを受けていないこと（役員の中に取消しを受けた者がいないこと）

(2) 試験に関する要件

以下の①～④に関する試験を行うことが必要です。

- ① 会計学
- ② 会社法その他会計に関する法令
- ③ 建設業に関する法令（会計に関する部分に限る。）
- ④ その他建設業会計に関する知識

(3) 合議制機関に関する要件

試験の公正性を確保するため、以下のいずれかの要件に該当する者を2名以上含む10名以上の登録経理試験委員により構成される合議制機関を設置し、試験問題作成及び合否判定は当該合議制機関によって行われなければなりません。

- ① 大学もしくはこれに相当する外国の学校において、会計学その他の登録経理試験事務に関する科目の教授・准教授の職にある者（あった者）、又は博士の学位を授与された者。
- ② 建設業者のうち、株式会社であって建設業に係る売上高の割合が5割を超えている企業に対し、金融商品取引法又は会社法に定める監査業務に5年以上従事した者、又は監査法人が行う監査業務にその社員として5年以上関与した公認会計士。

2. 申請に必要な書類

申請にあたっては、以下の書類を各1部用意してください。なお、申請書類の様式については、電子メールにて送付することも可能です。ただし、この場合においても、提出については、押印等を行った上、担当まで持参してください。

① 登録申請書

所定の様式を参考に申請書を作成し、押印してください。【様式1】

- ・「登録経理試験の事務を行う事務所の所在地」の欄については、経理試験の事務に係る主たる事務所の所在地を記入してください。
- ・「登録経理試験の業務を開始しようとする年月日」の欄については、登録後、業務（経理試験の受験者募集等）を開始する予定の日付を記入してください。登録後、すみやかに業務が開始されない場合には、事情を聞くことがあります。
- ・別紙の「登録経理試験委員となるべき者の氏名及び略歴」については、登録経理試験委員（上記1（3）の合議制機関の委員）の氏名・略歴を記入してください。

- ② 定款又は寄付行為
 - ③ 登記事項証明書
 - ④ 株主名簿（有限会社等については社員名簿）の写し又はこれらに代わる書面
 - ⑤ 申請に係る意思の決定を証する書面
株主総会、理事会、取締役会など各法人の意思決定機関において、登録経理試験事務を法人の業務として行うことを意思決定したことを証明する書面を添付してください（例えば、取締役会の議事録）。
 - ⑥ 役員の略歴を記載した書類（様式 1 別紙を準用してください）
 - ⑦ 登録経理試験委員のうち上記 1（3）①②に該当する者について、その資格等を有することを証する書類
例えば、会計学の教授の職にある者を登録経理試験委員とする場合は、所属大学の在籍証明書や身分証の写し等を添付してください。
 - ⑧ 登録経理試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - ⑨ 役員の誓約書（様式 2）
役員全員について提出してください。
- ※ 登録申請者が個人の場合は②～⑥に代えて住民票の抄本等を提出して下さい。
- ※ 以上の書類に加えて、追加書類の提出をお願いすることがあります。

3. 登録の審査

登録の申請があった際には、1.（1）の要件について2.に掲げる添付書類等により確認を行うとともに、試験実施の計画、内容、レベル等についてヒアリングを行います。

4. 登録の申請方法

申請にあたっては、あらかじめ電話にて来庁日時を連絡の上、上記2.で定める書類を持参して下さい。郵送では受け付けていません。申請受付の後、上記3.の登録審査を実施します。

申請先：東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省土地・建設産業局建設業課経営指導係

連絡先：03-5253-8111（内線24734）

受付日時：随時（平日の10:00～17:00）

5. 登録の通知

審査を経て要件に適合していることが確認された場合には、登録番号を付した「登録証」を交付します。登録の有効期間は5年間です。【様式3】

6. 登録経理規試験事務実施規程の届出

登録経理試験事務実施機関は、登録経理試験事務の開始前に「登録経理試験事務実施規程」を定め、国土交通大臣に届け出ることが必要です。16ページ以降の記載例を参考として作成してください。

- ① 登録経理試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- ② 登録経理試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- ③ 経営経理試験の日程、公示方法その他の登録経理試験事務の実施の方法に関する事項
- ④ 登録経理試験の受験の申込みに関する事項
- ⑤ 登録経理試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- ⑥ 登録経理試験委員の選任及び解任に関する事項
- ⑦ 登録経理試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項
- ⑧ 終了した登録経理試験の問題及び当該登録経理試験の合格基準の公表に関する事項
- ⑨ 登録経理試験合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- ⑩ 登録経理試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- ⑪ 登録経理試験事務に関する公正性の確保に関する事項
- ⑫ 不正受験者の処分に関する事項
- ⑬ 登録経理試験事務に関する書類の整理に関する事項
- ⑭ その他登録経理試験の実施に関し必要な事項

Ⅲ. 登録経理試験事務の実施について

1. 登録経理試験の実施基準

登録経理試験実施機関は、建設業法施行規則（以下「規則」という。）第18条の6で定める登録経理試験の実施基準並びに登録経理試験事務実施規程に従って、公正に登録経理試験事務を実施しなければなりません。

具体的な実施基準の概要は以下のとおりですが、登録経理試験を厳正に行うため、試験の内容や合格の基準等については、登録機関によって差が生じないように、国土交通省において具体的な内容等を試験等を試験の実施の前と後に確認することとします。

(1) 試験の内容に関する基準

試験は内容及び難易度に応じて1級・2級に分けて実施し、それぞれの級に対応する科目・内容は下表の通りに実施しなければなりません。

級	科目	内容	時間
一級	建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項。	4 時間 30分
	建設業の財務諸表に関する科目	会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する一般的事項。	
	建設業の財務分析に関する科目	財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項。	
二級	建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項。	2 時間
	建設業の財務諸表に関する科目	会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する概略的事項。	

また、1級・2級の具体的な試験問題については、20、21ページの出題範囲を参考に策定してください。

(2) 登録経理試験事務の実施

登録経理試験事務の実施にあたっては、以下に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければなりません。

- ① 登録経理試験を実施する日時、場所その他登録経理試験の実施に関し必要な事項に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- ② 登録経理試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- ③ 終了した登録経理試験の問題及び合格基準を公表すること。
- ④ 登録経理試験に合格した者に対し、規則様式第25号の7の2による合格証明書を交付すること。

2. その他登録経理試験事務に関し必要な事項

(1) 帳簿の記載と保存

登録経理試験実施機関は、以下の事項を記載した帳簿を備え、登録経理試験事務を廃業するまで保存しておくことが必要です。なお、帳簿は電子データにより作成しコンピューターのハードディスク、CD-R等の電子媒体に保存しておくことも可能です。

- ① 試験年月日
- ② 試験地
- ③ 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別
- ④ 合格年月日

また、受験申込書及び添付書類、終了した登録経理試験の問題及び答案用紙については、試験を行った日から3年間保存しなければなりません。

※これらの帳簿等については、規則第18条の7で準用する第7条の17に基づき提示を求めることがあります。

(2) 登録事項等の変更

登録経理試験実施機関は、登録申請した内容のうち次の事項について変更が生じた場合には、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければなりません。

- ① 名称の変更
 - ・登録事項変更届【様式4】
 - ・登記簿の謄本

- ② 住所の変更
 - ・登録事項変更届
 - ・登記簿の謄本
- ③ 登録経理試験事務を行う事務所の所在地の変更
 - ・登録事項変更届
 - ・変更後の登録経理試験規程
- ④ 代表者の変更
 - ・登録事項変更届
 - ・登記簿の謄本
 - ・新たに代表者となる者の氏名及び略歴を記載した書類
- ⑤ 役員の変更
 - ・登録事項変更届
 - ・登記簿の謄本
 - ・新たに役員となる者の氏名及び略歴を記載した書類
- ⑥ 登録経理試験委員の変更
 - ・登録事項変更届
 - ・登記簿の謄本
 - ・新たに登録経理試験委員となる者の氏名及び略歴を記載した書類
- ⑦ 登録経理試験事務を開始する年月日
 - ・登録事項変更届

(3) 登録経理試験事務実施規程の変更

登録経理試験実施機関は、登録経理試験事務実施規程の内容を変更するときは、あらかじめその内容を届け出る必要があります。

(4) 登録の更新

登録の有効期間は5年です。引き続き登録の更新を受けようとする場合においては、審査に要する時間を考慮し、更新を希望する日の3ヶ月前を目安に申請を行ってください。申請に必要な書類は新規登録の申請時と同様です（上記Ⅱ参照）。

(5) 業務の休廃止について

登録経理試験実施機関が登録経理試験事務を休止または廃止しようとするとき（一部の営業所を休廃止した場合等を含む。）は、あらかじめ国土交通大臣に届け出ることが必要です。

○登録経理試験事務休廃止届記載事項【様式5】

休廃止する登録経理試験事務の範囲

休廃止年月日（休止の場合は休止期間）

休廃止の理由

(6) 財務諸表等の備付及び閲覧

登録経理試験実施機関は、毎事業年度経過後3ヶ月以内にその事業年度の財務諸表等を作成し、事務所内に5年間備えておく必要があります。建設業者等は費用を支払ってこれらの財務諸表等の閲覧、謄写、謄本又は抄本の請求を行うことができます。

閲覧の請求の方法については、書面またはパソコン画面上で、謄本又は抄本の請求については、書面、電子メール又はフロッピーディスク等の交付のうち、登録経理試験実施機関が定めることとなります。

○作成する必要のある財務諸表

財産目録

貸借対照表

損益計算書又は収支計算書

営業報告書又は事業報告書

3. 留意事項

(1) 適合命令

国土交通大臣は、登録経理試験及び登録経理試験実施期間が登録の要件（上記Ⅱ 1. 参照）を満たさなくなった時は、その登録経理試験実施機関に対し、要件に適合するため必要な措置を講ずるよう命じます。

(2) 改善命令

国土交通大臣は、登録経理試験が公正に行われていないと認められるとき、または登録経理試験の内容や登録経理試験事務の実施方法などが上記Ⅲ 1 に示した登録経理試験の実施基準に違反していると認められるときは、その登録経理試験実施機関に対し、基準に適合した登録経理試験事務を実施すべく業務の改善を命じます。

(3) 登録の取り消し等

国土交通大臣は、登録経理試験実施機関が次のいずれかに該当するときは、登録経理試験の登録取り消しや登録経理試験事務の停止を命じます。

- 役員（個人の場合は登録経理試験実施機関本人）が罰金以上の刑に処せられたとき
- 必要な届出、報告や帳簿の保存等を怠ったとき
- 正当な理由なく財務諸表等の閲覧等の請求を拒んだとき
- 国土交通大臣による適合命令、改善命令に違反したとき
- 不正の手段により登録を受けたとき

(4) 報告の徴収

国土交通大臣は、登録経理試験実施機関に対し、その業務又は経理の状況に関し、報告を求めることがあります。

(5) 立入検査

国土交通省の職員が登録経理試験実施機関に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。

(6) 公示

国土交通大臣は、新たに登録経理試験実施機関を登録したとき、登録経理試験機関が変更及び休廃止を届け出たとき及び登録の取り消し等を行ったときは、その旨を官報に公示することとなっています。

【様式1】

(用紙A4)

登録経理試験登録申請書				
登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日	年 月 日	
国土交通大臣殿		この申請書により、登録経理試験の登録を申請します。		
		年 月 日		
試験名称				
申請者の氏名・名称	印			
住所				
登録経理試験事務を行おうとする事務所の所在地				
登録経理試験委員の氏名 (建設業施行規則第18条第5項第2号に該当する者については、氏名の左に○印を付すこと)				
登録経理試験事務を開始しようとする年月日	年 月 日			

備考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。

【様式1別紙】

登録経理試験委員の略歴書

氏名： ○ ○ ○ ○

生年月日：昭和 年 月 日

本籍 ○○県

現住所 ○○県○○市123-4

学歴 昭和○○年 ○月 ○○大学○○学部卒業

略歴 昭和○○年 ○月 ○○監査法人入社

資格 公認会計士（昭和○○年登録 登録番号○○○○号）

賞罰 なし

【様式2】

誓約書

私は、建設業法施行規則第18条の7において準用する第7条の5各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

平成 年 月 日

氏名

印

【様式3】

登 録 証

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の5の規定により、下記の通り登録経理試験として登録する。

記

名 称

登録番号

実施機関

事務所の所在地

代表者

登録年月日 平成 年 月 日

有効年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

国土交通大臣

印

【様式4】

(番 号)
平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

登録経理試験実施機関代表者 印

登録番号

変 更 届 出 書

下記のとおり、〇〇〇〇 について変更があったので届出をします。

記

届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

【様式5】

(番 号)
平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

登録経理試験実施機関代表者

印

登録番号

届 出 書

下記のとおり、業務を(1)休止 (2)廃止するので、届出いたします。

記

休止（廃止）する業務の範囲

休止期間（廃止年月日）

休止（廃止）理由

登録経理試験実施規程

第1章 基本事項

(目的)

第1条 この規程は、〇〇が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下、「規則」という。）第18条の3第2項第二号に掲げる登録経理試験（以下、「登録試験」という。）の実施に際し必要な事項を定め、登録試験の適正な運営を図ることを目的とする。

(登録試験事務を行う時間及び休日)

第2条 登録試験に係る事務は、午前〇時から午後〇時まで行う。

2 前項の事務は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）には行わない。

3 試験の実施日に登録試験に係る事務を行う場合には、前2項の規定は適用しない。

(登録試験事務を行う事務所)

第3条 登録試験事務を行う事務所は、次のとおりとする。

事務所：株式会社〇〇

所在地：〇〇県〇〇市・・・

(登録試験事務に携わる職員の責務)

第4条 〇〇において登録試験の事務に携わる者は、受験者全体に対する公正を確保するとともに、業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(登録試験の名称及び区分)

第5条 〇〇で実施する登録試験の名称は「〇〇検定試験」（以下、「検定試験」という。）とし、1級及び2級に区分して実施する。

2 検定試験の1級については、次の各号の科目に区分して実施する。

(1) 財務諸表

(2) 財務分析

(3) 原価計算

(検定試験の実施時期と会場)

第6条 検定試験は、原則として毎年1回、全国主要都市において実施する。

第2章 委員会等

(〇〇検定試験委員会)

第7条 〇〇に〇〇検定試験委員会（以下「試験委員会」という。）をおく。

(試験委員会の職務)

第8条 試験委員会は、次の各号の事項を行う。

(1) 検定試験問題の決定

- (2) 合格基準の決定
- (3) 年間実施計画の決定
- (4) その他検定試験実施に関する重要な事項の決定

(試験委員会の委員の選任)

第9条 試験委員会を構成する委員（以下、「試験委員」という。）は10名以上とし、〇〇が委嘱する。

- 2 試験委員のうち2名以上については、規則第18条の5第1項第二号に定める学識経験又は実務経験のある者とする。

(試験委員の任期)

第10条 試験委員の任期は2年とする。ただし、補欠の試験委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 試験委員は再任を妨げない。

(試験委員会の委員長)

第11条 試験委員会に試験委員の互選による委員長をおく。

(試験委員会の招集)

第12条 試験委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長に事故があるときは、試験委員のうちからあらかじめ互選された者が代理する。

(試験委員の解任)

第13条 試験委員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇はその者を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の遂行が困難と認められるとき
- (2) その他試験委員たるに適しないと認められるとき

第3章 受験申込の受付等

(受験の申込み)

第14条 検定試験を受験しようとする者は、〇〇が定める受験申込書類(添付書類を含む。以下同じ。)を所定の期間内に提出しなければならない。

- 2 受験申込書類の提出に当たっては、別表に定める受験料を〇〇が指定する金融機関へ払い込むものとする。

(受験申込書類の審査)

第15条 受験申込書類を受け付けたときは、必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が添付されているかを審査する。

- 2 前項の審査において、受験申込書に不備を認めたときは、受験申込者に補正させるものとする。

なお、補正に応じない者に対しては、検定試験を受験できない旨を通知し、返還に要する手数料を差し引いたうえで受験料を返還する。

(受験票の交付)

第 16 条 前条における審査において不備がなく受験申込書類を受理した場合には、受験申込者に対し、次の事項を記載した受験票を交付する。

- (1) 受験番号
- (2) 試験会場

(受験料の返還)

第 17 条 受理した受験申込書類及び受験料は、試験の中止の場合を除き返還しない。

第 4 章 試験の実施等

(試験の公告)

第 18 条 検定試験の日程、試験地、募集方法等実施に係る必要な事項は、試験実施の 4 ヶ月前までに、官報及び〇〇のホームページにより公告する。

- 2 検定試験の級別の出題範囲等試験の内容に係る事項は、試験実施の 4 ヶ月前までに、〇〇のホームページにより公告する。

(試験会場の運営)

第 19 条 検定試験を公正かつ円滑に実施するため、各試験会場に総括責任者及び試験監督員を配置する。

- 2 総括責任者は、試験会場の最高責任者として一切を指揮し、責任をもって検定試験の実施を監理する。
- 3 試験監督員は、試験会場の各試験室における試験問題及び解答用紙の配付、回収、整理等を行うとともに、不正行為の防止に努めるものとする。

(試験に関する一般的事項)

第 20 条 受験票を提示しない者は、検定試験を受験することができない。ただし、試験会場において再交付を受けた者は、この限りでない。

- 2 検定試験の開始後 30 分以内は、遅刻した受験者の受験を認める。
- 3 検定試験の開始後 1 時間以内は、解答用紙の提出を認めない。
- 4 検定試験に当たり配付した試験問題等は、解答用紙を除き回収しない。

(受験中止の措置)

第 21 条 総括責任者は、検定試験において不正な行為があった者に対し、受験を中止させ退場させる。

- 2 総括責任者は、前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対し、退場させることができる。

(試験問題等の公表)

第 22 条 試験問題及び合格基準は、検定試験実施後、〇〇のホームページに公表する。

第 5 章 合格証明等

(合格証明書の交付)

第 23 条 各級の検定試験において合格基準に達した者を各級の合格者と決定し、合格者に対しては規則別記様式第 25 号の 7 の 2 に定める合格証明書（以下、「合格証明書」をいう。）を交付する。

(合格証明書の再交付)

第 24 条 検定試験の合格者からの申請により、合格証明書の再発行を行う。

2 合格証明書の再発行の申請は、〇〇が指定する合格証明書再交付申請書に〇〇が別に定める発行手数料を添えて行うものとする。

第 6 章 雑則

(不正行為による合格者に対する措置)

第 25 条 検定試験に関し不正な手段で合格した者等に対しては、合格を取り消すものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 26 条 検定試験に係る帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 27 条 帳簿及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 試験年月日、試験地、受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別並びに合格年月日を記載した帳簿・・・〇〇が登録試験事務の全部を廃止するまで
- (2) 試験の受験申込書及び添付書類・・・試験を実施した日から 3 年間
- (3) 終了した試験の問題および答案用紙・・・試験を実施した日から 3 年間

(帳簿・書類等の保存方法)

第 28 条 帳簿・書類等の保存は、確実かつ秘密の漏れることのない方法により行う。

2 帳簿・書類等の廃棄は、復元することができない方法により行う。

(検定試験事務の細目)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、検定試験の実施に関し必要な事項は別に定める。

登録経理試験の出題範囲（参考）

（注）1級の項目には、2級の項目を含むものとする。

2級	1級
<p>建設業の原価計算</p> <p>I 建設工事の原価計算制度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設業の特質と原価計算 2. 原価計算基準 3. 積算における工事費と工事原価 4. 直接費と間接費 5. 工事原価の部門別計算 <p>II 工事別原価計算書と原価報告書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別計算書 2. 工事台帳と原価計算書 3. 完成工事原価報告書 	<p>III 営業費及び財務費の原価計算</p> <p>IV 標準原価計算書</p> <p>V 総合原価計算</p> <p>VI 事前原価計算と原価管理</p> <p>VII 特殊原価調査</p>
<p>建設業の財務諸表</p> <p>I 建設業の会計原則と会計法規</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業会計原則等の会計基準 2. 建設業法 <p>II 一般的な取引</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資産、負債、資本の増減 2. 費用、収益の認識と測定 	<p>3. 会計法規（商法・会社法・証券取引法）</p> <p>4. 会計公準</p> <p>3. 部分完成基準</p>

○建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）【抄】

（経営事項審査）

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

○建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）【抄】

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

- 一 労働福祉の状況
- 二 建設業の営業継続の状況
- 三 法令遵守の状況
- 四 建設業の経理に関する状況
- 五 研究開発の状況
- 六 防災活動への貢献の状況
- 七 建設機械の保有状況
- 八 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 法第七条第二号 イ、ロ若しくはハ又は法第十五条第二号 イ、ロ若しくはハに該当する者の数
- 二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の三の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数
- 三 元請完成工事高

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 会計監査人又は会計参与の設置の有無
- 二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無
 - イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
 - ロ 建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録経理試験」という。）に合格した者

三 建設業に従事する職員のうち前号イ又はロに掲げる者で建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められるものの数

2 前項第四号に規定する事項は、建設業に従事する職員のうち次に掲げる者で建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められるものの数により評価することにより審査するものとする。

- 一 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- 二 建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、次条、第十八条の五及び第十八条の七

において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録経理試験」という。）に合格した者

（登録の申請）

第十八条の四 前条第二項第二号の登録は、登録経理試験の実施に関する事務（以下「登録経理試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録経理試験事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録経理試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録経理試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録経理試験事務を開始しようとする年月日

四 登録経理試験委員（次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）

となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録経理試験事務申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録経理試験委員のうち、次条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

四 登録経理試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録経理試験事務申請者が第十八条の七において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

（登録の要件等）

第十八条の五 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる内容について試験が行われるものであること。

イ 会計学

ロ 会社法その他会計に関する法令

ハ 建設業に関する法令（会計に関する部分に限る。）

- ニ その他建設業会計に関する知識
- 二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。
 - イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において会計学その他の登録経理試験事務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は会計学その他の登録経理試験事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の二に規定する監査証明又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二条に規定する監査に係る業務（ハにおいて「建設業監査等」という。）に五年以上従事した者
 - ハ 監査法人の行う建設業監査等にその社員として五年以上関与した公認会計士
 - ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
- 2 第十八条の三第二項第二号の登録は、登録経理試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録経理試験事務を行う者（以下「登録経理試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録経理試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録経理試験事務を開始する年月日

（登録経理試験事務の実施に係る義務）

第十八条の六 登録経理試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。

- 一 次の表の第一欄に掲げる級ごとに、同表の第二欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、同表の第四欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

級	科目	内容	時間
一級	建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項。	4 時間 30分
	建設業の財務諸表に関する科目	会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する一般的事項。	
	建設業の財務分析に関する科目	財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項。	

二級	建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項。	2時間
	建設業の財務諸表に関する科目	会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する概略的事項。	

- 二 登録経理試験を実施する日時、場所その他登録経理試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- 三 登録経理試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- 四 終了した登録経理試験の問題及び合格基準を公表すること。
- 五 登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の七の二による合格証明書（以下「登録経理試験合格証明書」という。）を交付すること。

（準用規定）

【第18条の7で準用されている規定について、読み替えを行った条文を記載】

（欠格条項）

- 第七条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。
- 一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 二 第十八条の七において準用する第七条の十五の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、登録経理試験事務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の更新）

- 第七条の七 第十八条の三第二項第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録事項の変更の届出）

- 第七条の九 登録経理試験実施機関は、第十八条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければな

らない。

(規程)

第七条の十 登録経理試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録経理試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録経理試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録経理試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 登録経理試験の日程、公示方法その他の登録経理試験事務の実施の方法に関する事項
- 四 登録経理試験の受験の申込みに関する事項
- 五 登録経理試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 登録経理試験委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録経理試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録経理試験の問題及び合格基準の公表に関する事項
- 九 登録経理試験合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- 十 登録経理試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 登録経理試験事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受験者の処分に関する事項
- 十三 第十八条の七において準用する第七条の十六第三項の帳簿その他の登録経理試験事務に関する書類の管理に関する事項
- 十四 その他登録経理試験事務に関し必要な事項

(登録経理試験事務の休廃止)

第七条の十一 登録経理試験実施機関は、登録経理試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録経理試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七条の十二 登録経理試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 登録経理試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録経理試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録経理試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録経理試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第七条の十三 国土交通大臣は、登録経理試験実施機関の実施する登録経理試験が第十八条の五第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録経理試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七条の十四 国土交通大臣は、登録経理試験実施機関が第十八条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録経理試験実施機関に対し、同条の規定による登録経理試験事務を行うべきこと又は登録経理試験事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七条の十五 国土交通大臣は、登録経理試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録経理試験実施機関が行う試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録経理試験事務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 一 第十八条の七において準用する第七条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十八条の七において準用する第七条の九から第七条の十一まで、第七条の十二第一項又は第七条の十六の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十八条の七において準用する第七条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第十八条の七において準用する第七条の十三又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 第十八条の七において準用する第七条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第十八条の三第二項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第七条の十六 登録経理試験実施機関は、登録経理試験に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別

四 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録経理試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経理試験実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録経理試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録経理試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録経理試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録経理試験の受験申込書及び添付書類

二 終了した登録経理試験の問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第七条の十七 国土交通大臣は、登録経理試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録経理試験実施機関に対し、登録経理試験事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十八条の三第二項第二号の登録をしたとき。

二 第十八条の七において準用する第七条の九の規定による届出があつたとき。

三 第十八条の七において準用する第七条の十一の規定による届出があつたとき。

四 第十八条の七において準用する第七条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録経理試験事務の停止を命じたとき。